

■ お知らせ

令和4年12月22日からの大雪による災害により影響を受けられた皆様へ

このたびの「令和4年12月22日からの大雪により災害」を受けられました皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。

当組合では災害救助法適用地域にお住まいのご契約者の皆様を対象に、以下の**特別措置**を実施しております。これら措置の適用をご希望の方は、当組合またはご契約のお取扱地方委員までお申し出ください。

特別措置の対象となる地域・適用日について

下記の災害救助法適用地域にお住まいのご契約者が、特別措置の対象となります。また、同法の適用日は令和4年12月23日です。

災害救助法適用市町村

北見市	紋別市	枝幸郡枝幸町	網走郡美幌町	斜里郡斜里町
斜里郡清里町	紋別郡遠軽町	紋別郡湧別町	紋別郡興部町	紋別郡雄武町

特別措置の内容

■ 共済掛金の払込猶予

災害救助法の適用日から一定期間(令和5年2月28日まで)お支払いいただくべき共済掛金は、その払い込みを猶予することができます。

お問い合わせ先

北海道火災共済協同組合	電話 011-231-1322 E-mail: kasaikyosai@mbh.nifty.com
取扱地方委員	当組合ホームページ上の地方委員（取扱窓口）でご確認ください。 取扱地方委員はご契約証書の右上欄にも記載しております。

▶ ご連絡の際に、**契約証書番号**をお知らせいただきますとスムーズな対応ができますのでご協力ください。